

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務規程(昭和46年条例第51号)第24条第2項	仲卸業者の分割の認可	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、盛岡市中央卸売市場業務規程(昭和46年条例第51号)第24条第2

項、第3項及び第4項に規定の要件を満たす者であること。

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。